第2 教育目標と経営方針

1 学校教育目標

教育基本法第一条(教育の目的)学校教育法17条(小学校教育の目的)同18条(小学校教育目標)にのっとり、横浜市学校教育目標・横浜市小学校教育課程編成の指針に基づき、児童の実態、地域の実態、学校の実態を考慮して、次の四項を本校の教育目標とする。

- (知)自分から進んで学び、経験や知識を活かしていく力を育てます。
- (徳) 自分を大切にし、人に優しくできる心を育てます。
- (体)自らの健康を見つめ、体力を高め、たくましく生きようとする態度を 育てます。
- (公)丸山台のまちを愛し、よりよい地域や社会に向けて自分の役割を果たそうとする態度を育てます。
- (開)広い視野をもち、未来に向けてともに生きていく力を育てます。

≪実践目標 自分が輝く、みんなも輝く≫

○ 学校経営の方針

人権尊重の精神を基盤とする教育を推進し、学校教育目標の具現化を図り、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校・地域をめざします。

- (1) 教職員が子どもや保護者及び地域から学び、学んだことを伝え合う取組をすすめ、全体で協力して指導にあたります。
- (2) 「自尊感情」「自己有用感」を育む取組をすすめます。
- (3) 自分を含めて「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校・「まち」を めざす力を育む取組をすすめます。
- (4) 「『食』の学びを通して健やかな体と豊かな心を育む」取組をすすめます。
- (5) 異学年交流、異校種交流、地域との連携協力をすすめます。
- (6) 全体計画、英語活動、横浜の時間、教科等の計画等の作成や見直しをすすめ、横浜版学習指導要領の推進をすすめます。